

秋田公立美術大学大学院研究科教授会規程

平成29年4月1日

規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号。以下「大学院学則」という。）第6条第5項の規定に基づき、大学院研究科に置く教授会（以下、「研究科教授会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 研究科教授会は、大学院学則第6条第2項の規定に基づき組織する。

2 前項に規定する大学院教授会の構成員のうち、休職中の者については、構成員から除くものとする。

(議長)

第3条 研究科教授会に、議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 研究科長に事故があるとき、又は研究科長が欠けたときは、研究科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(招集)

第4条 教授会は、議長が招集する。

2 議長は、構成員の3分の1以上の者から書面で会議に付すべき事項を示して請求があったときは、教授会を招集しなければならない。

3 議長は、教授会の日時、場所および会議に付すべき事項を開催日の5日前までに構成員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(定足数)

第5条 研究科教授会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係職員からの意見聴取等)

第6条 研究科教授会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又はその意見を聴くことができる。

(議決)

第7条 議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、研究科教授会が特に重要と認めた事項に関しては、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(議事録)

第8条 研究科教授会は、会議の議事録について議事録を作成し、保管するものとする

(会議の非公開)

第9条 研究科教授会の会議は、原則として非公開とする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する